

南相馬市こども・子育て応援条例

— 制定までの歩みと条文の内容について —

目次

条例制定の背景と趣旨、制定の経過

前文

第1章 総則

第2章 役割

第3章 基本的施策

第4章 施策の推進

第5章 雑則

「こども・子育て応援条例」制定にあたり

「こども・子育て応援条例」は、市長の附属機関である「子ども・子育て審議会」に条例検討分科会を設置し、委員が議論・検討した内容を基に策定しました。また、市民及び関係者との意見交換やこどもたちの夢や希望のメッセージを集めるなど、様々な意見を条例の内容に反映させています。

また、「助けを必要とするこども・保護者」の支援に留まらず、「全てのこども・保護者」を対象として取り組むこと、公的機関などが行う具体的な施策だけではなく、それぞれの立場で「できることをやっていこう」という検討分科会委員の思いを表すものとして、委員の採決のもと、条例名に「応援」という表現を用いています。

1. 条例制定の背景と趣旨

震災以降、本市では、様々な支援により復興の歩みを進め、次の世代に、よりよいふるさとを引き継ぐための取り組みを進めてきました。しかし、若い世代の人口減少などにより、取り組みの成果を維持することが難しくなるおそれがあります。

このような中、夢や希望の実現に向かって努力することもたちの存在は、明日への活力と喜びにつながる地域の宝であり、未来を託す大切な存在です。

本市の長期推計によれば、今後、人口が大幅に減少することが見込まれ、地域社会、経済そして子どもや家庭への影響が生じることも考えられます。復興の歩みが一定の形となり、未来への取り組みに着手できる体制が整いつつある今、この時点で、将来の子どもたちのために有効な策を講じ、先人たちが築き、受け継がれてきた歴史や伝統文化、地域コミュニティ、復興の歩みといった、今ある、当たり前前のまちの風景を未来に継承していく必要があります。

そのためには、地域社会全体が、子どもをかけがえのない大切な存在であるとの思いを共有し、それぞれの立場で何ができるかを考え実践するなど、積極的に応援し支えていくことが必要となります。

また、地域の宝である子どもたちが、日々笑顔で過ごすことができる社会の実現は、子どもや保護者だけの幸せにとどまらず、ともにこの地をふるさとにする市民の喜びにもつながります。

この地域が今後も魅力ある姿で継承され、「子どもたちの笑顔がかがやくまち」を実現するためには、全ての市民がともに力を合わせ、地域社会全体で子どもや子育てを応援していく必要があることから、本条例を制定し、子ども・子育て応援に関する基本的理念、関係者の役割、基本的施策等を定めるものです。

2. 条例制定の経過

(1) 検討分科会の設置

子ども・子育て審議会の下に検討分科会（委員11名）を設置しました。

①組織

・子ども・子育て審議会からの選任委員8名

団体名等	氏名
南相馬市社会福祉協議会	村上 勇一
南相馬市私立幼稚園協会	中澤 翔平
青葉幼稚園保護者会	樋口 木乃美
おひさまクラブ	井上 真貴
南相馬経営者協会	遠藤 充洋
南相馬市小中学校長会	鈴木 克哉
市民委員	村田 恭一
市民委員	大谷 幸子

- ・外部アドバイザー3名（企業関係2名 高齢者団体代表1名）

団体名等	氏名
あぶくま信用金庫（市結婚応援登録企業）	加藤 あけみ
関場建設株式会社（市結婚応援登録企業）	関場 芳信
南相馬市老人クラブ連合会	阿久津 芳夫

②会議

回数	開催日	内容
第1回	11/4 (木)	(1) 「（仮称）南相馬市子ども・子育て条例」の制定等について (2) 「（仮称）南相馬市子ども・子育て条例」の前文について (3) 「（仮称）南相馬市子ども・子育て条例」の条文構成について
第2回	12/3 (金)	(1) 「（仮称）南相馬市子ども・子育て条例」の前文及び条文について
第3回	12/14 (火)	(1) 「（仮称）南相馬市子ども・子育て条例」（素案）について (2) 条例名（案）について

（2）意見交換会の開催

- ①市民意見を直接聞くため、意見交換会を開催しました。

区分	開催日	相手先
高校生	11/15（月）	原町高等学校
子育て世代	11/15（月）	保護者
	11/24（水）	
企業	11/22（月）	タニコー株式会社
	11/24（水）	イオンスーパーセンター南相馬店
保育者	11/18（木）	保育園・幼稚園教諭

（3）その他

- ①子どもたちが描く「未来の南相馬市の姿」についての聞き取り
- ②子育て世代への出産・子育て等への希望や実態把握調査
- ③南相馬市の子ども生活実態アンケート調査
- ④これからの子育てに関するアンケート調査
- ⑤ホームページでの意見募集

⑥パブリックコメントの実施

・実施期間：令和4年1月7日（金）～1月28日（金）

・意見件数：29件（20人）

※令和4年1月開催（書面開催）における各区地域協議会報告に伴う委員意見を含む

（4）庁内での検討

みらいづくり1.8プロジェクト庁内連絡会議での共有・内容確認

前文

こどもは地域の宝、未来をつくる希望です。

四季折々を彩る豊かな里山、雄大な海、地域に根差し脈々と受け継がれてきた伝統と文化、そして、この地に暮らす人々の心の温かさに育まれながら、すべてのこどもが健やかに成長し、ともに笑顔で日々を過ごせることが、わたしたちすべての市民の願いです。

こどもは、本来、一人ひとりが輝く個性と限りない可能性を持っています。ときにつまずき、挫折するときがあっても、こどもたちが自分の可能性を信じ、夢を抱くことを大切に、日々楽しく自分らしくのびのびと成長できる環境を築いていくことは、わたしたち市民の重要な役割です。

また、すべての保護者が安心してこどもを育てることができ、こどもとともに過ごせる喜びを抱きながらふるさとで暮らすためには、地域社会全体で相互に連携・協力してこどもを見守り、子育てを応援するまちづくりを進めることが求められています。

日々の暮らしの中で目にし、出会い、ふれ合うこどもや保護者。それは、無関係な誰かではなく、ともにこの地をふるさとにするわたしたちの大切なこどもたちであり、力を合わせてこの地の未来をつないでいく仲間たちです。

わたしたちはここに、南相馬市のこども・子育て支援及び地域社会全体でこども・子育てを応援することについて基本的な考え方を明らかにするとともに、周囲の優しく温かな支えや応援により、未来を担うこどもたちが夢や希望に向かって進むことができる「こどもたちの笑顔がかがやくまち」の実現を目指し、この条例を制定します。

【解説】

前文は、条例制定の趣旨を明らかにするため、基本原則、意図を定めています。

また、目指すべきまちの姿を示して、その実現に向けて取り組んでいくための決意を宣言しています。

第1段落では、こどもは南相馬市の宝で、私たちにとってかけがえのない存在であることを述べています。特に本市は、東日本大震災による若い世代の市外への避難等により、他自治体に比べ市民に占めるこどもの割合が少なく、このままこどもの数の減少が続いた場合、市の存続を脅かしかねない危険をはらんでいます。

前文の冒頭で、こどもの存在意義を示すことで、こどもはもとより、この条例を目にする方すべてに対し、こどもが「大切な存在」であることを伝える意図があります。

第2段落では、南相馬市には豊かな自然、穏やかな気候、誇れる伝統文化があり、この環境がこどもたちを育み、また、家族や友人、先生、地域の人々といった地域の人々の心の温かさに育まれ成長しています。それは一見、どこにでもある風景に見えますが、東日本大震災からの復興という、未曾有の困難を共に支えてくれた様々な方々の尽力、応援により培われてきたものです。この風景が将来にわたって続き、こどもたちとともに周りの人たちも笑顔で過ごせることが市民の願いです。

第3段落では、こどもたちの人権や自由が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばしながら成長する環境を築き、支えることが、市民が共有すべき重要な役割であることを述べています。こどもたちが未来に向かい、夢や希望を実現しようとする思いや意思に答えていくのが、わたしたち市民の役割です。

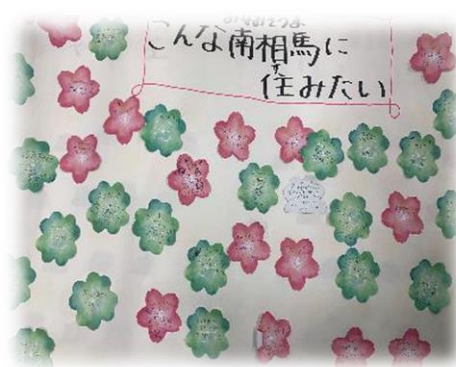
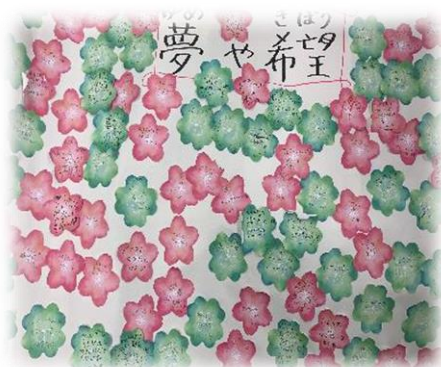
第4段落では、保護者が安心して子育てができ、充実感をもって子育てが出来るような、地域社会の在り方を示し、市民や事業者などすべての関係者が取り組む必要性を述べています。

第5段落では、こどもの成長や子育てはその保護者だけの責任や問題として、自分と関わりがないものとして捉えるのではなく、本市のこどもはすべて、市にとってかけがえない、大切な存在であることを述べています。

また、こどもとその保護者は、ともに力を合わせてこの地の未来を築いていく存在であることを述べています。

最終段落では、南相馬市のこども・子育て支援及び地域社会全体でこども・子育てを応援することへの基本姿勢をこの条例で示すとともに、こどもと保護者を取り巻くすべての人々がこどもたちを優しく包み込み、支え、全力で応援することにより、こどもたちすべてが夢や希望に向かって進むことができ、それらのこどもたちが引き続きこの地で生活を営めるよう、あるいは、南相馬市が夢を育む巣箱としての役割を果たせるよう、この先もずっと「こどもたちの笑顔がかがやくまち」を目指すことを示す決意を述べています。

◎こどもたちの夢



第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市のこども・子育て支援及び地域社会全体でこども・子育てを応援するための基本理念を定め、市、保護者、市民、学校等及び事業者の役割を明らかにするとともに、こども・子育て施策の基本となる事項を定めることにより、こども・子育てに関する施策を総合的に推進し、もってこどもたちの笑顔がかがやくまちの実現に寄与することを目的とします。

【解説】

条例の目的について定めたものです。

ここでは、こどもと子育て家庭の支援及び地域社会全体でこどもと子育てを応援することに関し、

- 1 基本理念を定める[第3条]
- 2 役割を明らかにする(市、保護者、市民、学校等、事業者の役割)[第4条～第8条]
- 3 こども・子育て施策の基本となる事項を定める[第9条～第14条]

これにより、「こどもたちの笑顔がかがやくまちの実現に寄与すること」を条例の目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによります。

- (1) こども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に定める子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）をいいます。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者をいいます。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、市内に住む者、市内で働き又は学ぶ者をいいます。
- (4) 学校等 学校、幼稚園、保育園、認定こども園、その他児童福祉施設、その他こどもが学び育つことを目的とする施設をいいます。
- (5) 事業者 市内に事務所を有し、又は市内で事業活動を行う個人、法人又は団体をいいます。

【解説】

条例で使われる用語のうち、特に言葉の解釈を統一する必要がある用語について定めています。

(1) こども

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項の子どもの定義と同じです。

(2) 保護者

こどもに対し親権を行う父母や養親だけでなく、死亡などにより親権者がいない場合の未成年後見人のほか、こどもを実際に育てている里親や児童養護施設の長などが含まれます。また、共働き世帯、ひとり親家庭など多様な形態の家庭が存在することにも留意し、状況によっては祖父母や親戚の者などを含みます。

(3) 市民

市内に住所を有する人、市内に住む人、市内で働く人、市内の学校等に通う人をいいます。

(4) 学校等

学校教育法に規定する各種の施設（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の学校）、就学前のこどもに関する教育（幼保連携型認定こども園など）のほか、市内にあるこどもが育ち、学ぶための施設（放課後児童クラブなど）を含みます。

(5) 事業者

市内に事業所を有し、又は市内で事業活動を行うすべての人や団体をいいます。

(基本理念)

第3条 この条例は、次に掲げる事項を基本理念として、地域社会全体で推進します。

- (1) こどもが、性別、国籍、障がい、経済状況、家庭の状況などによって、差別、虐待などを受けることがないように、こどもの人権を尊重します。
- (2) こどもの思いや意見が大切にされるとともに、年齢及び成長に応じた最善の利益に配慮します。
- (3) 出産を希望する市民が、安心してこどもを生き育てることができ、その成長に喜びを実感できる環境を確保します。
- (4) 市、保護者、市民、学校等及び事業者が、それぞれの役割を認識し、こども・子育て支援に主体的に取り組むとともに、相互に連携及び協働して行います。

【解説】

こどもと子育て家庭を支援し、応援することについて、市全体で共有すべき基本的な考え方である基本理念を定めています。

(1) 子どもの人権

子どもの権利条約は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約であり、平成元年に国際連合で採択され、日本においては平成6年に批准しています。

第1号では、こどもが性別、国籍、障がいなどによって差別、虐待などの人権侵害を受けることがないように、子どもの人権の尊重について述べています、

(2) 子どもの最善の利益

「子どもの最善の利益」とは、子どもの権利条約第3条に規定されており、子どもに影響を与える決定をするときは、子どもの年齢やその成長に応じ、子どもの思いや意見を受け止め、子どもにとって最も良いことは何かを一番に考え、判断することが述べられています。

(3) 市民

出産を希望する市民が安心してこどもを生み、育てることができるよう、子育てに対する経済的負担や不安、孤立感を軽減し、子育てやこどもの成長に喜びをもって向き合える環境を整えることが必要です。

(4) 連携・協働

こどもを地域全体で育むためには、こどもに関するすべての関係者が、それぞれの役割を自覚し、主体的に取り組むとともに、お互いに協力・連携することが重要です。

なお、本条例のこども・子育て支援には、手助けが必要なこどもや保護者に対する直接的・具体的な支援に加え、各主体がそれぞれの立場で実施できる子育て環境の改善やこどもや保護者を応援するための間接的な取組のほか、見守り、あいさつ、地域活動など広義の子育て支援等を含んでいます。

第2章 役割

(市の役割)

第4条 市は、こども・子育て支援に関する総合的な施策を実施します。

2 市は、保護者、市民、学校等及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援及び調整を行います。

【解説】

条例で定める施策を推進していく上で、行政として市が果たすべき役割を定めています。

(第1項)

市は、こどもと保護者に対する支援が重要かつ喫緊の課題であるとの深い認識のもと、こどもと子育て家庭を取り巻く環境を調査・分析し、総合的かつきめ細かな施策を実施します。

(第2項)

市が単独でできることは限られているため、他の主体との連携及び協働が必要となることから、第5条から第8条に規定する各主体が、それぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行います。

(意見)

- 自分が生まれ育った地元で親と一緒に暮らしながらこどもを育てたいと思える市にしてほしい。
- ☺市でやっているお祭りや市のイベントなどを使ったまちづくりが良い。(小5)
- ☺芸術・文化のまちづくり。(中2)
- ☺今ある南相馬市の伝統文化や豊かな自然等を次世代までつなげていく環境(高校生)
- ☺学校だけではできないイベント等を市と連携することができるような環境(高校生)
- ☺企業誘致を今後も推進し、様々な企業があることでUターンの増加を図る(高校生)

(意見)

- ・・・大人 【市民アンケート、検討部会、保育者、保護者、事業者等】
- ☺・・・こども 【(小5・中2) 子どもの生活実態アンケート調査意見】
【(高校生) 意見交換会における意見内容】

(保護者の役割)

第5条 保護者は、家庭がこどもの心身の成長や人格形成に基本的な役割を果たすことを認識し、こどもが心身ともに安らぐことができる家庭づくりに努めるものとします。

2 保護者は、こどもが社会生活を営む上での基礎的な生活習慣を身につけることができるように、年齢及び成長に応じて、愛情をもって子育てするものとします。

【解説】

保護者は子育てについての第一義的責任を有しています。家庭や保護者の在り方は、心身の成長やこどもの育ちに大きな影響を与えるとともに、こどもにとって家庭は心身ともに健やかに成長するための基盤となるところです。

(第1項)

こどもは家庭において、保護者の愛情に包まれる中で、自分が守られ、大切にされているという安心感や自己肯定感を育んでいくことができます。このため、保護者の役割として、こどもにとって家庭が自分らしく過ごせる心地よい居場所となるよう努めることを定めています。

(第2項)

家庭において社会生活を営む上での基礎的な生活習慣を身につけさせることも重要な役割であり、こどもの年齢や成長に応じた子育ての必要性を定めています。

(意見)

○在宅保育の楽しさを伝えてほしい。保育料が無料なので、預けなければ損であるという風潮がある。

◎自分でできることは自分でやる。(小5)

◎もう少しこどもの意見に耳を傾けてほしい。(小5)

◎こどもの前でため息を吐かない。不安になる。(中2)

◎大人がちゃんとこどもの意見を聞いてほしい。(中2)

(市民の役割)

第6条 市民は、地域の子どもたちに関心を持ち、子どもが地域との関わりの中で、健やかに育つ環境づくりに努めるものとします。

2 市民は、関心をもって子どもの育ちを支援する取組に協力し、子ども・子育てを応援するよう努めるものとします。

【解説】

(第1項)

子どもは地域において、子ども同士の交流や大人との多様な関わりを通じて成長していきます。

一方で、本市においては、震災に起因する市民の避難と、それに伴う地域社会の崩壊により、他の地域以上に子どもと地域住民との交流が希薄化しており、地域における子どもとの関わりがより一層求められています。市民は、地域社会が子どもの豊かな人間性や社会性を育む場であることを認識し、地域の子どもたちにできる限りの関心を持つことが求められます。

また、地域の中で声かけや見守りなどを行いながら、子どもが安心して気軽に交流できる場や学びの機会を提供することなどにより、健やかに育つことができるよう環境づくりに努める必要があることを定めています。

(第2項)

地域の一員として、市や地域が行う子どもの健やかな成長を支援するための取組へ協力し、子どもや子育て家庭を応援するよう努めることを定めています。

(意見)

- ◎地域の人みんなが温かい気持ちをもって生活すること。相手に対し思いやりをもって接すること。(小5)
- ◎地域のイベントを増やす。(中2)
- ◎子どもが元気だと地域も元気になる。(高校生)
- ◎地域で若い世代との交流を月1回開催して、お互い顔見知りになり、つながりを増やすような取組。(高校生)
- ◎小さい子どもを育てるお母さんが気軽に集まれる・参加しやすいコミュニティ。子どもを遊ばせながら、お母さん同士の交流もでき、カウンセラーへの相談もできる環境。(高校生)
- ◎歩行者用の横断歩道で車が止まってくれない。(高校生)
- ◎子ども同士が交流できるイベント(前にあった子ども会)。(高校生)
- ◎大人同士や多世代と交流ができる場所(地区のBBQ等)。(高校生)

(学校等の役割)

第7条 学校等は、こどもが集団生活及びその他の活動を通じて、確かな学力、豊かな心、健やかな体などが調和した生きる力を身に付けることができるよう努めます。

2 学校等は、こどもと地域とのつながりの拠点の一つとして、積極的に地域と交流するよう努めます。

【解説】

(第1項)

学校等は、こどもたちが家庭以外で最も多くの時間を過ごす場所であり、こどものうちや学びにとって重要な役割を担っていること、及び、将来の進路や職業選択の礎となる学力を培う重要な場です。

こどもたちが変化の激しいこれからの社会を生き抜くためには、こども一人ひとりが、自ら課題を見つけ、考え、解決することができる確かな学力と、他人を思いやる心、美しいものに感動する心などの豊かな心、さらには、たくましく生きるための健やかな体などがバランスよく調和した「生きる力」を身に付ける必要があります。

このため、学校等はこどもが社会の一員として主体的に生きていくために、集団生活及びその他の活動を通じて生きる力を身に付けることができるよう努めることが求められています。

(第2項)

学校等がこどもと地域とのつながりの拠点となるよう、地域に開かれた体制をつくることなどについて定めています。

(意見)

- ◎児童クラブや学校などにこどもが楽しめる道具や施設を配置する。(小5)
- ◎オンラインで勉強できるよう、タブレットを配布してほしい。(小5)
- ◎学校のトイレや教室などを綺麗にしてほしい。(小5)
- ◎小さい子がいたら、ベビーカーを押して行けるようなスロープなどが保育園などにある
といいと思う。(小5)
- ◎毎日部活動に来てくれる先生がいてくれれば良いと思う。(中2)
- ◎体験授業がもっとあってほしい。(中2)
- ◎登校時間、下校時間にパトロールを強化。(中2)
- ◎小中学校はエアコン、ペッパーくん等の勉強できる環境が整っている。(高校生)
- ◎姉妹都市との交流があり、自分の好きなことに挑戦できる。(高校生)
- ◎機器やシステムの拡充及び機器を扱える人の配置等によるICT教育の強化。(高校生)

(保育者)

- 現在の幼児教育は、小学校以降高等学校までの学習指導要領に接続し、学びに向かう基礎を育むもの。
- 遊びの中から様々な経験や体験を経て非認知能力をつけること。
- こどもが自分の意見を持つ、受け入れてもらうという経験が必要。
- こどもがやりたいことを先生がバックアップする。個性を伸ばす、個性を活かす。
- 新しい教育を受け入れるため、保育者の人材育成も重要。
- こどもの特性に合わせる。自信をつけさせ自尊心を育てる。
- 保育園児が老人施設などに行き、高齢者と触れ合う機会を作っている。また、高齢者が園に来て、抱っこや食事のお世話などのお手伝いをお願いする活動もある。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、職場で働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう、就労環境の整備に努めるものとします。

2 事業者は、こどもの育ちを支援する取組に協力し、こども・子育てを応援するよう努めるものとします。

【解説】

(第1項)

こどもの健やかな育ちには保護者との関わりがとても大切であるため、その役割を果たすことができるよう、育児支援制度の充実や労働時間短縮の促進など、仕事と子育てを両立できるような就業環境を整備することが大切です。

市が子育て世代を対象に実施したアンケート調査では、女性の家事・育児に対する負担感が高い一方で、男性の育児休業取得数が低い水準にあるなど、子育て家庭における男女意識の差が、子育てに対する負担感を高めている恐れがあります。

また、大学、短大、専門学校等の高等教育機関が少ない本市においては、高等学校を卒業した学生が進学のために市外に転出する傾向が強いことから、有為な人材の帰還を促進する観点からも、子育てに理解ある魅力ある職場づくりが必要とされています。

このため、事業者は、職場で働く保護者が安心してこどもを生み育てることができるよう、子育てに関する理解を深め、仕事と子育ての両立可能な働きやすい就労環境の整備を図るよう努めることを定めています。

(第2項)

地域の一員として、市や地域が行うこどもの健やかな成長を支援するための取組へ協力し、こどもや子育て家庭を応援するよう努めることを定めています。

(意見)

- 働きながら育児をしていると周りに迷惑をかけている、申し訳ないと思いながら働いている。申し訳ないと思わずに仕事も子育てもしたい。
- 会社が子育てにもっと理解を示してほしい。休みやすい、時短が使える、育休がしっかり取れるなど。

(事業者)

- 福利厚生の利用促進は十分な雇用確保が鍵である。
- 採用イベント等、市で実施すると効果がある。
- 男性の育児休暇は制度としてあるが、申請制度であり利用者は少ない。
- 代替がきかない業務もあり育児休業は難しい場合もあり、男性の場合は年休などで計画的に子育てに関わっている。
- 職場に復帰したいが、預け先の問題があり復帰できない場合もある。年度途中の保育園への入所や、児童クラブの待機児童解消などを市にお願いしたい。

第3章 基本的施策

(こどもが健やかに育つための支援)

第9条 市は、こどもが健やかに育つための支援を行うとともに、保護者、市民、学校等及び事業者と連携・協働し、次に掲げる施策を実施します。

- (1) こどもが自然や文化、地域社会との関わりの中で様々な経験や多世代との交流ができる機会を提供します。
- (2) 犯罪、交通事故その他こどもの健全な成長を阻害する危険などからこどもを守り、こどもが安全に、かつ、安心して過ごすことができる環境を整備します。
- (3) こどもが遊び、学び、活動できる居場所や施設を整備します。

【解説】

こどもが健やかに育つための支援を行うため、市だけではなく、様々な支援策をそれぞれの主体と連携・協働し、次の各号に掲げる施策の実施に努めることを述べています。

- (1) こどもは、学校等による活動や友人との遊び、また、様々な活動への参加、様々な世代の人々との関わりなど、多様な体験を通じて、より多くのことを学んで大人になっていくことから、その機会を提供します。
- (2) こどもたちが安全で安心して過ごすことができるよう、交通事故や犯罪、災害などからこどもを守るため環境を整備し、関係機関などと連携した啓発、訓練、交通安全指導などを行います。
- (3) こどもが安全で安心して遊び、学び、活動する場としての居場所や施設などの整備を行います。

(意見)

- 道路の街灯が少ない。高校生の女の子も不安を感じており、一人で帰らせることができない。
- 児童クラブの拡充。
- 原町区の室内遊び場等の拡充。
- 病児保育が可能な施設。
- 学童として使用する児童センターではなく、広く遊べる場所を原町区にも作って欲しい。
- ☺こどもが遊べる場所をもうちょっと作ってほしい。(小5)
- ☺ベンチなどを増やしてほしい。(小5)
- ☺犯罪がなく防犯にとりくんでいるまち。(中2)
- ☺広い公園やスポーツができる場所を増やしてほしい。(中2)

- ◎スポーツやアスレチックなど、体を動かせる場所があれば、家の中だけでなく外で遊べる機会が増える。(中2)
- ◎街灯を増やす。(中2)
- ◎道が狭く車が多いのに横断歩道が少ない。車が止まってくれない。(中2)
- ◎どうしても家に帰りたくない人の公共施設。(中2)
- ◎震災で避難した時の経験で、小学校の近くに消防署があり、見学やイベント等の体験ができた。体験の機会を創出することは、市で働くことや地域の良さに気づくことが出来て地元愛に繋がる。(高校生)
- ◎こどもの職業体験ができる環境。(高校生)
- ◎自分のこどもが生まれた時に連れていけるような娯楽施設。(高校生)
- ◎図書館が充実している(DVDの閲覧や自習スペースが多くある等)。(高校生)
- ◎小高交流センターのように、友達と教え合いながら勉強できるような自習スペースがあると良い。(高校生)
- ◎勉強(自習)できる施設等が少ない。塾・図書館・カフェなど多様な施設の整備。(高校生)

(支援を必要とするこどもへの支援)

第10条 市は、障がい、虐待、いじめ、不登校、経済的困難などを理由とした支援を必要とするこどもに対し、こどもの状況及び置かれた環境に応じた支援を行います。

2 市は、虐待、いじめなどの防止、早期発見及び迅速な対応に必要な施策を行います。

【解説】

(第1項)

支援を必要としているこどもとは、障がいのあるこども、虐待を受けたこども、経済的に困難な家庭のこども、ひとり親家庭のこども、社会的養護が必要なこども、いじめ、不登校など、悩みや問題を抱えたこどもなどをいいます。

支援を行う場合には、こどもの年齢及び成長に応じ、こどもの意思をできる限り尊重します。

(第2項)

虐待、いじめ、差別などは、最も深刻なこどもの人権侵害で、その心身の成長と人格の形成に重大な影響を与えます。このため、市は、学校などや関係機関などと連携を深め、虐待やいじめなどの人権侵害の防止や早期発見に取り組みます。

(意見)

☺いじめや、スマホを持っている人で誹謗中傷したり、相手を馬鹿にしたり、からかったり、相手を傷つける人がいなくなれば良い。(小5)

☺いじめ被害者の支援、嫌な時逃げ込めるこどもだけの場所。(中2)

(支援が必要なこどもの保護者意見)

○南相馬市には合理的配慮、インクルーシブ^{*1}が欠けている。そこに力を入れれば、皆が住みやすく生きやすくなるのではないか。学校でまだ活用されていない。インクルーシブ公園を作って欲しい。

※1:あらゆる人が孤立したり、排除されないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合うこと

○ADHD(注意欠陥多動症)があっても本人が困っているのに、療育手帳が作れない、基準の見直しが必要ではないか。

○インフルエンザ、コロナワクチン等の接種について、障がいのあるこどもが、学校や一部の機関で一斉に受けれるようにして欲しい。

○学校や幼稚園に案内のお知らせなどをどんどん出して欲しい。

○発達障がいなど障がいがあるこども達の預け先が少ない。また、専門の方の配置が欲しい。

○何をとっても支援が足りない。学校の配慮、理解、専門病院の少なさ、療育機関の少なさ、不登校児におけるサービスのなさ。また、対応も遅い。不信感を覚える事例

- が多い。地域の対応は良く、連携もしている。
- 困りごとを抱えた親子が救われる場所がほとんど少なく、相談機関もないので、そういう場所を設けてほしい。
 - 年齢に関係なく気軽に使用できる施設がない。こども食堂とかも増やしてほしい。集える場所がとにかく必要。
 - 不登校専門の支援がこどもにも親にもあったらありがたい。
 - 親（特に母親）が吐き出せる場が必要。一緒に聞いてくれる事で気持ちも楽になる場所が大切。専門の施設があるとなお良くて、専門の支援者のフォローに救われ解消し改善へ向かうと思う。
 - 学校のスクールカウンセラー等は悩みを吐き出せても解決なく改善もされないので、専門的な場所があると親子ともに救われる。
 - こどもの遊び場などは、よく利用している。小高区はよく利用する。
 - 生涯学習センター事業に参加し、こどもが地域の大人や他のこどもとも交流ができた。体験も楽しく、そういった機会があることが良い。
 - 父親には、母親の話をよく聞いてほしい。母親は話をする事で気持ちが落ち着くことも多い。
 - 同居する親が、こどもの障がい理解を示さない（認めない）こともあり、母親が孤立する。親世代は世間体などを気にすることもあるようで、田舎ならではの悩みもある。

(保護者や子育て家庭への支援)

第11条 市は、市民、学校等、事業者、警察及び医療機関などと連携し、保護者が安心して子育てをすることができるようニーズに応じた幅広い支援を行います。

2 市は、子育てに関して困難を抱えている保護者や家庭の把握に努めるとともに、それぞれの家庭の状況に応じた支援を行います。

3 市は、働く保護者が子育てと仕事の両立ができるよう、保育サービスなどの充実や事業者に対して子育てとの調和のとれた働き方などの啓発を図ります。

【解説】

(第1項)

保護者の子育てをまち全体で支援することを定めています。こどもが健やかに成長するためには、家庭の果たす役割は非常に大きなものがあります。しかし、核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化、家事・育児に対する親の負担感の増大など、子育てを取り巻く環境は厳しさを増しています。保護者が妊娠期から継続的に相談できる場所があり、安心して子育てができるよう、地域全体で子育てを支援し、大事にし、応援していくことが求められます。

(第2項)

経済的に困窮している家庭、あるいは障がい児、不登校やひきこもりなど、行政として子育てに関して困難を抱える保護者や家庭を把握するとともに、状況に応じた支援を行うことを定めています。

(第3項)

事業所や子育て家庭に対して、家庭生活との調和のとれた働き方（ワークライフバランス）などの啓発、男性の家事・育児への参画促進、保育事業、放課後児童クラブ活動の実施、子育て支援事業の拡充など、個々の状況に応じた支援を行います。

(意見)

○共働きを大前提として、家庭と仕事の両立を図れるよう全体の機運を上げる工夫や環境の整備。

○もっと母親が息抜きできるような環境もあったら嬉しい。

○在宅保育支援という市の施策に驚き、とても有難い。

○年度途中から保育園入園が難しくなることが不安。こどもを安心して預けられるようにしてほしい。

○0歳児の一時保育も可能として、市の一時預かりを拡充してほしい。

○母親や妻でもない「自分」がイキイキと出来る場所が必要。

○子育て中の親同士で助け合える関係が理想。

○担当保健師制度を導入してほしい。

(相談体制)

第12条 市は、こども及び保護者が抱える様々な悩みに対して、安心して相談できる相談支援体制の充実を図ります。

【解説】

核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化、子育て家庭が孤立するなど、子育てに関する悩みを相談する相手がいないなどの課題に対し、対応していく必要があります。

また、虐待、いじめ、体罰などの相談窓口を広く周知することが重要です。

市は、こどもや保護者が、安心して利用できる開かれた相談窓口の充実を目指します。

(意見)

- 障がい児を持つ働くお母さんの支援をしてほしい。
- 市の相談窓口は敷居が高い。相談しやすいようにしてほしい。
- ◎こども相談サービス。電話では相談しにくい。(小5)
- ◎いじめや虐待された場合、頼れる人がいない。もっと気軽に相談などできるところを今より増やしたほうが良い。(小5)
- ◎喧嘩を相談できる場所が学校の近くにあるといい。(小5)
- ◎許可がないと保健室に入れないので、学校で何かあったときの逃げ場所が欲しい(小5)
- ◎カウンセラーの時間を確保してほしい。(中2)
- ◎「いじめている人が原因」とか「いじめられている人も原因がある」と言っているが、話を聞いてくれる親や大人がいない人も沢山いると思う。(中2)
- ◎カウンセラーと休み時間に話せる環境がほしい。(中2)

(こどもの社会参加)

第13条 市は、市の施策についてこどもが意見を表明することができるようにするなど、こどもが社会参加をする場や機会を設けるよう努めます。

【解説】

こどもの意思表示を通じた社会参加は、こどもが自分の存在を大切だと思えるような自己肯定感を育み、高めていくとともに、社会の一員としての役割を果たしていくうえで重要な意味を持ち、その推進は、こどもが地域への愛情を育み、次代を担う大人へと成長していくうえでも必要なことです。また、大人との関わりは、こどもが社会で生きていくために、コミュニケーション能力を身につけていく過程で必要不可欠なものです。さらに、こどもにとってより良い決定を行い、子どもの最善の利益を確保していくためにも欠かせないものです。

このため、市は、こどもの社会参加に向けてこどもが意思表示する機会を設けることをはじめ、施策への意見反映につながるような仕組みづくりに努めます。

(意見)

◎こどもが望むものをまちに置いてほしい。市のこどもたちに意見を聞いてみるとよい。

(小5)

◎高校生をもっと市の事業などに活用してほしい。(高校生)

◎小中学校の時と違い、体験授業等の機会が減る。高校生は自分の意思を持って参加できるので、むしろ高校生にこそいろいろな機会を与えて欲しい。(高校生)

◎大人と話すことは勉強になるし、機会を増やして欲しい。(高校生)

◎小学校でもまちづくりに関係している大人との交流は大事で、意識の醸成にもつながる。(高校生)

◎高校生自身による「こどものための施策」を市外・県外に情報発信できる仕組み。

(高校生)

◎若者(大学・高校生向け)が政治に参加できるイベント・研究会の開催。(高校生)

(切れ目のない支援)

第14条 市は、市民が安心して子どもを生み育て、子どもが健やかに育つことができるよう、結婚、妊娠、出産及びその後の子育てにおける様々な段階や状況に応じて、必要な施策を実施します。

【解説】

結婚、妊娠、出産、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期など、それぞれの時期や進学などのライフステージの変化に応じた問題や悩みがあり、それらが子どもの夢や希望の実現を妨げたり、保護者が子どもを産み育てることに喜びを感じられない要因となる恐れがあります。

市は、それぞれの問題や悩みに対応するため、相談支援、情報提供、保健指導、経済的支援など、それぞれのステージに応じた切れ目のない総合的で継続的な支援を行います。

また、市民が結婚、妊娠、出産、子育てに希望を見出せるとともに、主体的な選択により、希望する時期に、結婚、妊娠、出産、子育てが出来るような取組みが必要です。

市では、市、市民、事業者等が連携しながら、ライフステージに応じた支援を実施する「みらいづくり1.8プロジェクト」を立ち上げ、※「希望出生率1.8の実現」を目指し、市の総力を挙げて市民の希望が叶うための施策を実施します。

※「希望出生率1.8」…結婚、妊娠・出産、子育てに関する国民の希望が叶った場合の出生率を「希望出生率」といい、国の少子化社会対策大綱(2020年閣議決定)において、「希望出生率1.8の実現」が基本的目標となっています。
このプロジェクトではその「1.8」を、市民の結婚、子育てなどの不安が解消され、市民の希望が叶った時の象徴としています。

第4章 施策の推進

(子ども・子育て支援事業計画の策定)

第15条 市は、こども・子育て支援施策を推進するため、子ども・子育て支援事業計画を策定します。

2 市は、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、あらかじめ子ども・子育て審議会の意見を聴かなければなりません。

(実施状況の評価)

第16条 子ども・子育て審議会は、子ども・子育て支援事業計画の適正な進行管理を行うため、毎年度、施策の実施状況进行评估し、市はその結果に基づき必要な措置を講じます。

(推進体制の整備)

第17条 市は、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の総合的な推進及び調整を図るため、必要な体制を整備します。

【解説】

(第15条)

(第1項)

市は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供等を定めた子ども・子育て支援事業計画を策定することを定めています。

(第2項)

市では、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定により、子ども・子育て支援事業計画に意見を述べるほか、子育てに関する施策の推進について調査、審議などを行う機関として、「子ども・子育て審議会」を設置しています。

条例に定める理念をもとに、こどもと子育て施策の実施に必要な事項、およびその実施状況について調査審議を行います。

(第16条)

子ども・子育て支援事業計画の実効性を高めるため、毎年度、施策の実施状況を審議会に報告し、評価を受け、必要に応じ改善する手続きについて定めたものです。

「必要な措置」とは、意見内容を精査した上で検討を行い、必要に応じて見直しなどを行うことなどを想定しています。

(第17条)

子ども・子育て支援事業計画に定める各施策や事業などを総合的に推進、あるいは調整を図るため、推進体制の整備について定めたものです。「必要な体制」とは、こども・子育て支援に関する施策の関係部署だけではなく、市長をトップとする全庁横断的な推進体制を指します。

(財政上の措置)

第18条 市は、こども・子育て支援施策を実施するため、必要な財政上の措置を行います。

(広報及び啓発)

第19条 市は、こども・子育て支援について、こども、保護者、市民、学校等及び事業者の関心や理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行います。

【解説】

(第18条)

こども・子育て施策を実施するために必要な財政上の措置を、その支援が着実に行われるよう実施していくことを定めています。

(第19条)

本条例の推進にあたっては、地域社会全体でこどもを育むことの重要性やそれぞれの役割についての共通認識を持ち、理解や関心を深める中で、協働して取り組むことが重要です。

このため、市は、広報紙やホームページのほか、条例の目的や内容を分かりやすく記載したリーフレットの作成、配布など、様々な媒体を活用した広報、啓発活動を行います。

(意見)

- 市が行っている取組をもっとアピールすべき。近隣の市町村より子育て支援に取り組んでいると思うが、これから結婚して家庭を持つ世代にその情報が浸透していない。
- 移住してきたが、公園やこども遊び場が整備されて充実している。
- 子育てハンドブックの内容もわかりやすく、欲しい情報が載っていて助かる。

第5章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定めます。

【解説】

条例に規定している事項に関し、細目的な事項を定めることができるとする委任規定で、一般に条例本則の末尾に置かれるものです。

本条に基づき、必要に応じて市長が規則や要綱などを定めることとなります。